



環境・ごみ

ごみの収集

問 生活環境課 リサイクル推進係

リサイクルできるものはリサイクルへ

●ごみとして出す場合、分け方は5種類です。

- ①燃えるごみ ②ビン ③不燃物 ④粗大ごみ
- ⑤有害ごみ(乾電池・水銀体温計など)

●資源ごみの分別回収品目は、10種類です。

- ①アルミ缶 ②スチール缶 ③新聞紙・チラシ ④雑紙
- ⑤段ボール ⑥布 ⑦食品トレイ ⑧紙パック
- ⑨ペットボトル ⑩剪定枝

●ごみの出し方

燃えるごみ、ビン、不燃物は市指定袋、粗大ごみは予約のうえ市指定シールを貼って出してください。市指定袋およびシールはリサイクル協力店で販売しています。
(詳細は、ごみ収集カレンダー参照)

●収集日

燃えるごみの収集は1週間に2回です。
不燃物、ビン、粗大ごみの収集は月に1回です。
(詳細は、ごみ収集カレンダー参照)

●特定家庭用機器を処分する場合

エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機を廃棄する場合は、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)により、リサイクル料金の支払いが必要になります。市のごみ収集では、引取りができません。購入した店、または買い換える店に依頼するか、指定取引場所へ直接お持込みをお願いします。
(詳細はごみ収集カレンダー参照)

●パソコンを処分する場合

パソコンのリサイクルは、資源有効利用の促進に関する法律に基づいて行われています。市のごみ収集、販売店での回収は行っておりませんので、回収の申し込みは、廃棄するパソコンメーカーの受付窓口へご相談ください。

メーカーがない場合は、パソコン3R推進協会へご相談ください。
(詳細は、ごみ収集カレンダー参照)
一般社団法人パソコン3R推進協会
☎03-5282-7685 URL <http://www.pc3r.jp>

●ごみを自分で処理施設に持ち込む場合

家庭で発生したごみ(燃えるごみ・不燃物・ビン・粗大ごみ)を直接ごみ処理施設に持ち込む場合は、重量に応じて料金の支払いが必要です。

- 持ち込み先 クリーンヒル宝満
住所 筑紫野市原田1389番地
☎092-926-5300
URL <http://houman.sakura.ne.jp/>

●道路上で死亡した動物を見つけた時

国道または県道上の場合は久留米県土整備事務所に、市道上の場合は生活環境課に連絡してください。
久留米県土整備事務所 ☎0942-44-5222
小郡市役所生活環境課

し尿の汲み取り

問 生活環境課 リサイクル推進係

●定期収集日 月1回収集です。

●手続

- ・転入された方で汲み取りを希望される方は、担当地域の業者に直接申し込みください。
- ・人頭制の場合、乳幼児や高齢者も人員の算定に含まれます。人員の変更があった場合は、必ず収集業者に連絡してください。
- ・紙おむつ、タバコ、ロールの芯、ビニールなどを便槽に入れないでください。

●収集許可業者

地域により収集業者が決まっています。
業者の確認は生活環境課までお尋ねください。
(有)悠久商事 ☎72-8942(小郡・東野・大原校区)
(株)高野環境 ☎77-1663(三国中・立石校区)
(有)キタエイ ☎78-3659(御原・味坂校区)



廃棄物(ごみ)の野焼きについて

問 生活環境課 環境係・リサイクル推進係

●野焼きは法律で禁止されています

適法な焼却施設以外で廃棄物を燃やすことを野焼きといいます。野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則として禁止されています。

野焼きには地面で直接焼却を行う場合だけでなく、ドラム缶・ブロック囲い・素掘りの穴・法で定められた基準を満たしていない焼却炉での焼却行為なども含まれます。

一般家庭でのごみの焼却行為のほとんどが野焼きに該当すると考えられます。

野焼きを行うと、その煙が悪臭や大気汚染の原因となるため、周辺の方に大変な迷惑となります。また、野焼きでは通常焼却温度が200～300℃程度にしかならないため、燃やすものによってはダイオキシンの発生原因になるとも言われています。

廃棄物は、必ず種類に応じ分別して処分してください。

犬・猫

■犬の登録と狂犬病予防注射

問 生活環境課 環境係

狂犬病予防法により、生後91日以上の子犬の飼い主は、市へ犬を登録し鑑札の交付を受ける義務および毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせ注射済票の交付を受ける義務があります。

市は犬の登録の手續と狂犬病予防注射済票の交付を以下の動物病院へ委託しています。

平成29年12月1日現在

動物病院名	住所	電話番号
小郡じっへる犬猫病院	小郡市小郡278-10	0942-72-2553
きのした動物病院	小郡市三国が丘4丁目78	0942-75-0990
藤野動物病院	小郡市祇園2丁目2-1	0942-72-8170
みくにの動物病院	小郡市三沢2438-6	0942-75-1512
池田動物診療所	朝倉郡筑前町原地藏1897-1	0946-21-3281

動物病院名	住所	電話番号
カシア動物病院	筑紫野市美しが丘北1丁目11-4	092-926-8606
ケントペットクリニック	久留米市宮ノ陣4丁目3-5	0942-46-6600
さんすい動物病院	筑紫野市美しが丘北1丁目1-1	092-926-8671
かねこ動物病院	筑紫野市美しが丘北4丁目1-4	092-926-9115

●犬の登録と狂犬病予防注射接種時に必要なもの

●犬の登録・鑑札の交付手数料

●狂犬病予防注射料金および狂犬病予防注射済票交付手数料
※料金については動物病院へお尋ねください。

上記以外の動物病院がかかりつけの場合は、生活環境課の窓口で犬の登録の手續と狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。

■狂犬病予防集団注射

問 生活環境課 環境係

毎年4、5月に集団注射を実施しています。日程・会場などについては広報紙およびホームページでお知らせします。登録犬の飼い主には案内はがきを送付します。

狂犬病予防注射は動物病院でも受けることができます。健康状態に不安な点がある場合は、動物病院で受けることをお勧めします。



環境・ごみ



■飼い主が転居したとき

問 生活環境課 環境係

●小郡市内で転居した場合

生活環境課へご連絡ください。

●小郡市外へ転出する場合

生活環境課へご連絡ください。また転出先の市町村役場で新たに登録の手続きをしてください。その際は小郡市の鑑札をご持参ください。

●小郡市へ転入した場合

生活環境課で登録の手続きをしてください。その際は転入前の市町村で交付された鑑札をご持参ください。鑑札を紛失している場合は手数料がかかります。

■飼い犬・猫が死亡したとき

問 生活環境課 環境係

市へ登録している犬が死亡したときは生活環境課へ連絡してください。

飼い犬・猫の死体の引取りは市役所では行っていません。

■飼い犬・猫が行方不明になったとき

問 生活環境課 環境係

北筑後保健福祉環境事務所・保健衛生課 ☎0946-22-2741

小郡警察署 ☎73-0110

飼い犬・猫が行方不明になったときは生活環境課までご連絡ください。迷い犬や負傷動物として保健所や警察署に保護されていることもありますので、北筑後保健福祉環境事務所と小郡警察署にもお問い合わせください。

■どうしても飼えなくなったとき

問 北筑後保健福祉環境事務所・保健衛生課 ☎0946-22-2741

最後までペットの面倒を見ることが飼い主としての責任です。やむを得ない事情などがある場合は、新しい飼い主を探しましょう。

生まれた子犬や子猫を育てられないのであれば、飼い犬・猫に不妊・去勢手術を受けさせることをお勧めします。手術をすることで、さまざまな病気を防ぐことができ、性格がおとなしくなるというメリットもあります。

墓地改葬手続

問 生活環境課 環境係

小郡市内の墓や納骨堂に埋葬などされている遺骨を他の場所に移す場合には、小郡市長の許可を受ける必要があります。

他の市町村に移す場合だけでなく、小郡市内での移動の場合も同様です。

●手続の流れ

1. 墓地改葬許可申請書に移動元の寺や霊園などから記入・捺印してもらう。(2部作成)
2. 墓地改葬許可申請書を持って、生活環境課へ申請を行う。
3. 改葬許可証の交付を受ける。
4. 移動先の墓地管理者に、改葬許可証を渡して納骨する。

